

令和4年度事業計画案

1. 相続登記促進事業（司法書士制度150周年を契機として）

明治5年にわが国最初の裁判所構成法というべき司法職務定制が定められ、代書人制度として司法書士制度が創設された。平成14年に簡易裁判所における訴訟代理権の付与、令和元年に司法書士の使命規定が明定されるなど、司法書士制度は大きな発展を続けている。令和4年8月3日、司法書士制度150周年を迎える。

使命規定創設の立法事実のひとつである所有者不明土地問題の対応は、民法・不動産登記法の改正へと至り、令和5年4月1日より順次施行される。相続登記促進等を通じた所有者不明土地の発生防止、新たな財産管理制度等を活用した所有者不明土地の解消・活用に対する司法書士への期待は同法改正の付帯決議に「所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図る」と表現されるなど、非常に高いものがある。この期待と同時に所有者不明土地問題への対応は、登記・財産管理・裁判事務の専門家としての使命でもある。

司法書士制度150周年を大きな広報機会と捉え、相続プロジェクト事業を核として、司法書士制度とともに相続登記促進についてホームページの改訂をはじめとした大胆な広報を実施する。また、個々の能力向上を図る会員研修、市民に相続登記手続を積極的に行ってもらうための相談会等を支部、関連団体と一体となって開催し、着実な実務対応を行う。

2. 社会事象・社会からの要請への対応

社会事象の変化に注意を払い、司法書士ができることを考え、行動し、また社会からの要請に対して研究、事業化、提言等を積極的に行い、司法書士の社会的役割を果たしていく。

（1）権利擁護事業

司法書士のあらゆる業務は権利擁護に通ずるものである。会員の

だれもが日常業務やその延長として、以下に代表される権利擁護事業に取り組めるよう引き続き支援を行う。

経済的困窮者支援事業、多重債務問題への対応、児童養護施設との連携、第二期成年後見制度利用促進基本計画への対応、犯罪被害者支援、障害のある人への合理的配慮の提供促進、司法過疎対策等。

(2) 業務のIT化の促進

急速に進むIT化社会に対し、司法書士は法とIT化を結び付け、安全な取引等をリードしていく必要がある。IT化へ後手を踏むことがないように、不動産登記、商業・法人登記、企業法務分野等の会員業務のIT化を支援するとともに、現状の課題等を研究し、積極的に提言を行う。予定されている裁判IT化に関する民事訴訟法改正の周知を図るとともに簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判書類作成業務の活用促進を図る。また、事務局や会務全般のIT化対応についての将来的な研究を行う。

(3) 災害時相談活動

令和元年台風19号、令和3年7月豪雨及び伊豆山土砂災害等、近年静岡県下において大規模な災害が発生している。会員の安否確認、災害対策本部の運営、災害備蓄品の整備、他士業との連携、災害協定の締結など平常時から体制の整備を推し進め、発災時には会員の安全を図りながら被災者への法的支援を実施する。

(4) 会員の新たな業務への取り組み支援、各種法改正への対応

会員がさまざまな分野の業務に取り組めるよう情報発信、研修会開催等を行う。成年年齢引き下げ等新たな法改正についての普及を図る。

3. 司法書士が魅力ある職業であるために

令和3年度司法書士試験受験者数は557名増（前年比3.9%増）と久々に増加に転じたが、全国の総会員数は減少に転じている。今後も市民からの様々なニーズに応えていくためには、会員数の維持が必要である。司法書士業務の広報を通して、司法書士が魅力ある職業であることを社会に伝え、新人研修の更なる充実化、事務所承継の研究などの環

境整備を行い、当会への入会の促進を図る活動を行う。

4. 組織・財政の環境整備

引き続き会員の執務支援、多くの事業活動を展開するための取り組みやすい委員会活動等の環境整備を進め、当会の基盤整備を図る。

(1) 役員予選制度の導入

役員改選時におけるスムーズな引継ぎ、次期事業執行の速やかな着手などのため役員予選制を導入し、令和5年2月に次期役員を選任するための臨時総会を開催する。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

感染状況を考慮した適時対応、非接触を考慮した会務運営に努める。

(3) 改正司法書士倫理の浸透

日本司法書士会連合会定時総会で司法書士倫理の改正が承認された場合、会員への浸透を図る。

(4) 旅費日当の支給対象及び役員手当支給範囲の見直し

会務に関連する各種原稿執筆、対内外宛情報発信文書等の起案・校正等、その事務の性質上、単独で行う会務(以下、「内業会務」という。)に焦点を当て、公正な手順による手当支給を実施する。また、役員手当支給範囲の見直しの検討を行う。

(5) 研修環境の整備、研修義務化への対応

WEB研修の委託化、研修義務化への対応を行う。

(6) 相談体制の整備

相談票の直接入力および自動集計等が可能な司法書士総合相談センター相談受付・管理システムを稼働する。その前提として相談員説明会の開催を実施する。

《総務部》

1. 会則・諸規則の整備

会則、規則、規程類の点検、見直しを行う。併せて、年度途中で制定、改廃があった場合、COMPASSを利用して会員への通知・回

覧を迅速に行う。

2. 役員の予選、事前投票の実施に向けた準備

- (1) 予選、事前投票の実施に向けた具体的な日程、手順を検証する。
- (2) 選挙に関する規程や各種様式を整備する。

3. 司法書士会館の管理及び設備の更新

- (1) 令和4年度は会館竣工後20年の年となり、耐用年数の関係から設備の更新が必要なものが数多くある。計画に沿って主に下記5つの工事を実施する。

- ① 1階フロア・2階・非常階段照明器具LED化工事
(令和4年3月23日理事会承認済)
- ② 自動火災報知設備受信機更新工事
(令和4年3月23日理事会承認済)
- ③ 誘導灯設備更新工事 (令和4年3月23日理事会承認済)
- ④ 1階事務局緊急避難口設置工事
(令和4年3月23日理事会承認済)
- ⑤ 3階・4階空調設備更新工事
(令和4年5月28日定時総会上程)

- (2) 日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。

- (3) 設備更新のための資金が適切に確保されているか検証する。

4. 他団体との情報交換及び交流

司法書士会は、関連団体（静岡県司法書士政治連盟、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会（以下、「公嘱協会」という。）、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という。）、静岡支部、静岡県青年司法書士協議会のほか、法務局や日本司法支援センター（以下、「法テラス」という）といった外部団体と関係を持ち、協力関係を築いている。これらの団体との共催事業や交流窓口となる機能を担っていく。

- (1) 外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との定期的な情報交換と交流を行う。

- (2) 外部団体との定期的な情報交換を行うことにより、成年後見制度の利用促進、災害対策、空き家問題、所有者不明土地問題、相続登記の推進、民事法律扶助の利用促進、合同相談会の運営などについて、適切且つスムーズな対応をすることができるため、上述の関連団体と連携していく。

5. COMPASSの利用促進とWEB会議システムの基盤整備

事務の省力化・コスト削減・情報提供の即時性を目指して、COMPASSの利用促進を図る。

- (1) 連絡・協議手段としてより一層活用していく。
- (2) COMPASSの随時改良。
- (3) COMPASSを利用していない会員に対して、利用を促進する。
- (4) WEB会議システムを適切に管理し、研修や委員会等の利便性を確保する。

6. 会員の会務への参加促進

会員の会務への参加を促進する。

- (1) WEB会議システムを用いた総会の開催につき検討する。
- (2) 新規登録者について委員会へ所属するように促す。

7. 書庫整理

書庫保管資料の整理とデジタル化に取り組む。まず書庫に保管している過去の本会通信をデジタル化し、仕上がりを検証して活用方法を検討する。

8. 会員の登録に関する事項

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

9. 業務賠償責任保険の維持・管理

司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。

10. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理

住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

《経理部》

1. 令和4年度の収支予算の狙い

(1) 相続登記促進事業（相続プロジェクト）の遂行

相続登記申請の義務化（令和6年4月1日施行）を含む法改正を受け、当会は、この法改正の意義、趣旨及び重要性のみならず、司法書士の業務及び存在意義を社会に伝えるべく、適時適切な広報活動、相談会・セミナー開催等の周知活動を大胆に展開するとともに、当会会員が相続事件に関する着実な実務対応能力を獲得できるよう研究研修を充実させる。

上記活動を財政面から支えるため、相続プロジェクト独自予算として総務部事業費に1504万円を計上し、広報及びホームページリニューアルのための予算として広報部事業費に460万円を計上する。

(2) 外部団体との交流を強化

賀詞交歓会については、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等の社会状況を踏まえつつ、開催可能な環境であれば開催できるよう、引き続き会員福利厚生費に150万円を予算計上する。

(3) 長期相続登記等未了土地解消作業への対応強化

公嘱協会に担当いただいている長期相続登記等未了土地解消作業の円滑処理に資するため、引き続き公嘱協会に100万円を助成する。

(4) 各事業部の柔軟な事業執行を目指して

令和2年度以降、「旅費」を「管理費支出」から「事業費支出」とし、財政面から柔軟な事業執行をサポートする体制としている。

WEB会議が定着し、会議を会員が事務所にいながら開催することができるようになったため、余剰となった旅費を事業費に振り替える、あるいは、これまで手当できていなかった内業会務（事務系の会務）に手当支給する運用を開始する。

2. 一般会計及び特別会計（退職基金特別会計、会館修繕特別会計、自然災害対策特別会計及び財務安定化基金特別会計）の適正な収入の確認と管理

(1) 一般会計の収入に関する補足説明

当会所属会員数（法人会員を除く）は、昨年度同時期と同数（491名）であるものの、令和3年度の県内試験会場合格者数は9名であ

ったことを踏まえると、同会員数が減少の傾向にあることは否めない。

雑収入のうちリーガルサポートの業務委託費は30万円の増額を見込んでいる。リーガルサポートの財政見直しによるものである。

(2) 一般会計の支出に関する補足説明

事業諸費のうち、総務部事業費については、相続プロジェクト遂行のため、また、少額裁判費用援助規程に基づく助成制度の利用増加に対応するため、相当額を増額し、全体として1539万円増額する。

広報部事業費については、令和3年度予算は成年年齢引き下げにあわせた法律講座教材の改訂費を計上していたため、令和4年度予算においては相当額を減額する一方、相続プロジェクト遂行のため、広報やホームページリニューアルのため相当額を増額し、全体としては69万520円増額する。

研修事業費については、令和3年度予算は令和2年度及び令和3年度合格者を対象に新人研修を行うことを前提としていたため、令和4年度予算においては相当額を減額する一方、相続プロジェクト遂行のため、また、研修のWEB配信に関する業務を業者委託できるようにするため、相当額を増額するが、全体としては31万7880円減額する。

企画部事業費及び相談事業部事業費については、令和3年度実績を踏まえつつ、令和4年度事業計画執行に支障が生じることのないように予算付けしている。

旅費については、感染症対策が緩和されて経済活動が活発化する可能性を見据えて、また、内業会務への手当支給実施のため、265万3400円増額する。

管理費支出のうち、人件費及び職員福利厚生費については、事務局職員の昇給を見込んで相当額を増額する。

事務消耗費が減額されているのは、主には、令和3年度に旅費日当管理機能を持つコンピューターソフトウェアの購入を完了したためである。

雑費支出については、旅費日当の現金払いをやめ、支払方法を金融機関口座振込に一本化する方針のもと準備を進めており、これに伴う振込手数料増額に対応すべく相当額を増額する。

(3) 退職基金特別会計に関する補足説明

事務局職員の昇給を見込み退職金増加額を算出して積み立てるた

め、その分を増額する。

(4) 財務安定化基金特別会計に関する補足説明

財務安定化基金特別会計創設時に想定していた金額である300万円を繰り入れる。当面は、同額の繰り入れを続けることが妥当であると考えている。

3. 各事業支出（各部会・委員会等）及び各管理費（特別会計支出を含む）の適正な執行状況の把握並びに把握するための体制整備

中間監査・本監査をするとともに、月次会計について監督し、各事業の執行状況を把握する。

新型コロナウイルス感染症は、当会の事業の内容や執行方法に変化をもたらした。アフターコロナにおいても、もたらされた変化が全て消えて無くなり元に戻るとは考えにくい。コロナ禍がもたらした事業執行の変化を把握検証し、今後の当会の予算のあり方について、各事業部と連携して協議検討する。

4. 役員等手当支給規則の見直しの検討

中長期的に収入の減少が見込まれることを踏まえつつ、役員の活性化、適正配分の観点から、役員等手当支給規則の支給対象の範囲及び支給の額についての見直し検討を行う。

5. 旅費日当の支給対象及び支給金額等の見直し並びに支払い方法変更

内業会務を担っている会員に対しても手当支給する運用を導入する。支払方法については、主に感染症対策及び事務局の作業効率向上を目的として、原則として、現金支払いを止め、会務等担当された会員の金融機関口座へ振り込む運用を拡大する。

6. マイナンバーの適切な管理及び規則等の見直しの検討

事務局内にマイナンバー管理担当者、管理場所を定め、引き続き適切に管理するとともに、オンラインの活用を踏まえ、規則等の見直しの要否につき、引き続き検討をする。

《企画部》

1. 不動産登記業務に関する事業

(1) 民法・不動産登記法改正に関する対応

令和6年4月施行の相続登記の義務化施行に向けて、関連する登記手続、裁判手続のみならず、実体法上、相続において問題となるケースの検討、研究をする。施行が迫ってきたので、対外的な広報事業も行う。

(2) 登記原因証明情報の作成権限等に関する研究

平成28年に頓挫した資格者代理人方式に代わる資格者を活用したオンライン申請の方式の導入について研究する。

2. 商業法人登記業務に関する事業

(1) 実質的支配者リスト制度の周知

令和4年1月31日より、実質的支配者リスト制度が開始されており、取引慣行によっては、株式会社が広く利用することになる可能性もある。

そこで、企業法務の観点から、本制度を県内株式会社に周知し、取引慣行を注視するとともに、会員にも業務として取り組むことができるよう情報提供をする。

(2) 困難事案・希少事案の情報共有の体制整備

すべての会員が商業法人登記を受任しやすい環境をつくるため、困難事案・希少事案の情報共有をする場を設ける取り組みを引き続き実施する。

3. 人権擁護に関する事業

(1) 県内の養護施設等との連携

県内の養護施設職員や入所者に対する関与の方法、ギャンブル依存症対応などについて、具体的な研究をする。

(2) 他団体・他士業との連携

リーガルサポートや一般社団法人静岡県社会福祉士会等と連携して懇話会を開催する。

(3) 犯罪被害者支援

警察署との連携を深め、具体的に業務として取り組む方法を研究する。

4. 空き家・所有者不明土地問題に関する事業

(1) 行政等との連携事業の促進

行政、他団体等との連携を強化し、横断的に問題解決を図る。

また、令和3年度までに県内9市町と既に協定を締結しているところ、令和4年度においても、引き続き、1つでも多くの市町との協定を締結する。

空き家・所有者不明土地問題に関して、自治体職員向けの研修等をはじめ、行政と連携し、解決を図る。

(2) 空き家等問題事案の対応へのサポート

行政機関との連携により、ますます空き家等問題のある事案が司法書士に回付されるケースが増加することが想定される。

司法書士会として、こういったケースの解決をサポートするとともに、情報共有し、一人でも多くの会員が対応できるような体制を整える。

具体的な相談事例を題材に勉強会を開催する。

5. 司法書士業務のIT化に関する事業

(1) 電子契約社会への対応

登記のオンライン申請を促進するために、書面申請をする会員を対象に、申請用総合ソフトの利用研修を開催する。

完全オンライン申請の実用化を目指して、実務上の改善点等の研究をする。

(2) 司法書士業務、会務のIT化対応

職務上請求のオンライン化の要望、事務局や会務のリモートワーク対応、ブロックチェーンによる登記制度のスマートコントラクト化を目指した将来的な研究を行う。

6. 司法書士制度や司法書士業務に関する研究促進に関する事業

令和4年度においても、引き続き、「シン・制度業務研究会（SSGK）」の募集をし、業務・制度に関する会員間の研究を促進する。

《広報部》

1. 広報事業

現在、今後数年に亘る「相続プロジェクト」事業を実施中である。従来の「相続登記は司法書士」を全面に出しつつ、相続登記だけでなく、遺産承継業務、成年後見制度をはじめとした財産管理制度、遺言など、司法書士による相続のトータルサポートの絵図を示すことで、様々なフェーズで困っている人が解決へ結びつけるようにしていく。

まず、2つの広報ツールがリニューアルされる。一つ目に、平成20年から使われている現在のホームページを大幅リニューアルし、視覚的にわかりやすく且つアクセスしやすいものへ生まれ変わる。また、二つ目に、市民向けの会報HO2もデザインや見せ方を刷新していく。

また、日司連事業と連携・連動し相続プロジェクト事業を実施する第1弾として、令和4年8月7日に全国一斉相続登記相談会が実施されることになったので、それに向けた広報をしていく。

その他、例年通り、HO2の発行、ビジネスレポート、本会通信の発行などを実施する。

2. 法教育事業

成年年齢引き下げが令和4年4月1日より施行され、多くの新成人が誕生した。高校生法律講座は、成年になった直後に消費者トラブルに見舞われる件数が増加する傾向にあるので、成人になる若者に契約のルールを理解してもらい、責任ある行動を心がけてもらうことを目的としている。昨年度、改正にあわせて教材改訂を行ったので、新しい教材を使用し高校生法律講座を実施し、注意喚起をしていく。県内中部西部ではこれまで高校側と連携がとれているので、今年度は東部の高校とも繋がりをつくっていく。

その他、令和3年度は実施できなかった老人クラブの法律講座を実施する。

《研修部》

1. 会員研修

(1) 単位制研修

本年度は相続プロジェクト事業の一環として、改正法、財産管理、

遺言・遺言執行に関する研修等、民法、不動産登記法関係のシリーズ研修を実施する。また、商業法人登記、裁判業務、倫理、関係団体との共催による研修会も実施する。概ね月1回の土曜日午後の研修会に加え、年数回程度、平日夜間の研修会を企画する。

開催方法は、生講義とWEB配信を併用する方法のほか、WEB配信のみの開催も検討する。WEB配信に関し、業者委託を進めるとともに、必要な機材を購入する。研修会を開催する会場について、昨年度実施できなかった東部、西部会場での同時配信を実現させる。

(2) 年次制研修

年2回実施する。

(3) 支部との連携

会員にとって身近な所属団体である支部が主催する支部研修会の重要性に鑑み、一定の単位数の支部研修会を開催した支部に対し、助成金を交付する。また、支部研修の企画の一助となるよう、研修会情報の共有を図る。

(4) 研修単位未取得会員への対応

会員は、1年度に12単位（1単位＝1時間）以上の研修単位を取得しなければならない。また、12単位のうち、8単位以上は、連合会、ブロック会又は司法書士会が主催する甲類研修により単位を取得すること、そのうち2単位以上は倫理研修によって取得しなければならないことが、義務付けられている。12月末を目途に取得単位数を集計し、所定の単位数に達していない会員に対して研修を受講するよう促す。

2. 新人研修

(1) 集合研修

昨年より、中央新人研修、関東ブロック新人研修の全てがWEB配信となり、特別研修も一部の講義がWEB配信となった。当会の新人集合研修は、中央新人研修、関東ブロック新人研修では足りない分野を補い、司法書士業務の実務に直結する講義を実施しているが、受講生同士が直接会う貴重な機会にもなっている。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況ではあるが、感染防止対策を行いつつ、会場に集合する方法により開催することとする。

(2) 配属研修

日司連の委託事業である配属研修は、司法書士の職責及び社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論及び実務を身に付けることを目的として実施するものであるが、とりわけ配属先で培われたものが、受講生のその後の執務姿勢に大きく影響するという重要な役割を担っている。合格者に対しては「新人研修説明会」、指導員に対しては「配属研修指導員ガイダンス」を実施し、充実した配属研修となるよう、配属研修の意義の確認や注意事項の説明等を行う。

《相談事業部》

1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営その他の相談関連事業

常設相談を通じて、地道ではあるが、相談者にとって具体的な解決につながるよう、一つ一つの相談に対して適切に対応していく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

また、日司連が主導して行う、司法書士制度150周年記念事業「全国一斉『遺言・相続』相談会」の実施を契機とし、多くの市町村で相談会を取り組んでいくなど、相続分野に特化した相談業務を実施していく。

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センターシフト表の作成
- (3) 司法書士総合相談センター相談受付・管理システムの導入
- (4) 相談員増員に向けた相談員勧誘
- (5) 相談員体験制度の運営
- (6) 外部からの相談員派遣要請の対応
- (7) 相談センターニュースの発行
- (8) 司法書士活用の喚起に向けた取組み
- (9) 他士業等との合同相談の実施・検討
- (10) 各種相談会の実施

2. 静岡県司法書士会調停センターふらっとによる裁判外紛争解決事業

これまでと同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていきたい。また、弁護士の関与を受ける140万円超の民事事件や遺産分割等の家事紛争を対象とした裁判外での紛争解決を行う。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。加えて、「全国一斉『遺言・相続』

相談会」を契機に、司法書士による相続支援業務の一環として、ふらっとによる遺産分割調停を広報していく。

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 広報活動

3. 「相続登記はお済みですか月間」相談の実施

各支部が主体となって行う事業に相談事業部として支援し、相続登記に関する相談を実施する。

4. 消費者問題対策事業

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業となる。

- (1) 相談員や司法書士を対象として、吟味・充実した内容の研修を行う
- (2) 消費者関連法の改正や消費者問題への対応
- (3) 消費者問題ネットワークしずおか、特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオンとの連携事業
- (4) 消費者問題に関する勉強会の開催、CCRの運営